



児童手当の支給と 現況届の提出

中学校3年生までの児童を養育している方は、申請により児童手当が受けられます。

■支給月額（1人あたり月額）

- ▼3歳未満まで 1万5千円
- ▼3歳以上〜小学校修了前 1万円（小学校修了前の第3子以降は1万5千円）
- ▼中学生 1万円

※所得制限を超えている場合には、1人あたり月額5千円が支給されます（特例給付）。

■児童手当の現況届

児童手当を受給している方には、6月1日に現況届を発送します。で、6月30日(火)までに提出してください。

これは6月1日現在の養育状況などを確認するためのもので、提出されない場合、6月以降の手当の支給が遅れたり、支給ができなくなる可能性がありますのでご注意ください。

※公務員の方（出向などを除く）は職場で手続きをしてください。 ※新型コロナウイルス感染症対策として窓口での混雑を緩和するため、郵便による手続きを推奨します。同封の返信用封筒（切手不要）にてご提出ください。

南国市交通遺児手当

交通事故（車・汽車・電車の運行によって生じた事故、海難、航空事故）で父母、もしくは父、または母を失った児童を対象に18歳に達する年度末まで支給されます。

■支給額

- 児童1人につき、月額2千円
- ※1年以上市内に在住し、現に児童を養育している方に限ります。

母子・父子福祉手当

配偶者のいない女性または男性で、18歳に達する年度末までの児童を養育している方、また両親を失った18歳に達する年度末までの児童を扶養している方に支給されます。

■支給額

- 児童1人につき月額1千円
- ※現に児童を養育している方および児童が引き続き1年以上市内に在住している方に限ります。なお、南国市交通遺児手当を受給している方は該当しません。

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

■受給資格者（国籍は問いません）

次の要件のいずれかに該当する18歳未満の児童（本年度で18歳に達する児童は年度末まで対象、または中度以上の障害を有する場合は20歳未満の方）を監護している母または父、もしくは代わってその児童を養育している方に支給されます（所得制限があります）。

- ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- ④父または母の生死が不明である児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらずに懐胎した児童
- ⑨母が懐胎したときの事情が不明である児童

■手当額（月額）

- 受給資格者や配偶者及び扶養義務者（同居している受給資格者の直系血族及び兄弟姉妹）の前年の所得や、監護（養育）する児童数などにより決定します。
- ▼児童1人の場合
 - ・全部支給 4万3千160円
 - ・一部支給 4万3千150円〜1万180円
- ▼児童2人目は1万190円〜5千100円、3人目以降1人につき6千110円〜3千600円の加算有り

ひとり親家庭等医療費の申請（更新）について

ひとり親家庭等医療費更新の手続き

現在ひとり親家庭等医療費を受給中の方は更新の手続きが必要になります。書類を送付しますので6月30日(火)までに手続きをお願いします。

■助成内容

▼保険適用になる自己負担額の助成

■助成対象者／次のいずれかに該当する方（前年所得を基に判断）

- ▼母子・父子家庭の母または父と児童
- ▼準母子・準父子世帯
- ▼父母のいない児童

※児童とは、18歳に達する年度末までの間にある方。

■申請時に持参するもの

養育者および該当する児童の健康保険証、印鑑

※該当すると思われる方は申請してください。審査のうえ、該当の方には後日受給者証を発送します。

子育て世帯への 臨時特別給付金について

令和2年4月分（4月より高校1年生となる場合等の児童を養育されていた方は3月分）の児童手当の受給者へ支給します。（特例給付の方は対象外です。）

■支給額

児童1人につき1万円

■支給時期

令和2年7月頃（予定）

※公務員以外の方は、申請は不要です。

※支給に先立ちまして、支給対象者にご案内等を6月頃（予定）に送ります。

子育て支援課からの

お知らせに関する問い合わせ

子育て支援課

0880・6562



第9回

マイナンバー(社会保障・税番号)のご紹介

～もっと便利に暮らしやすく～

令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。使い方はとても簡単。医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけ。マイナンバーカードに入っている電子証明書であなたの医療保険の資格を確認します。



◆どこでも医療機関でも使えるの？

今年度から順次医療機関や薬局が必要な機器を導入していくことになっています。導入している医療機関で利用することができます（令和3年3月時点では6割を想定）。

◆医療機関の窓口でマイナンバーが知られるのでは？

医療機関や薬局の窓口でマイナンバーが必要になることはありません。仮に見られても他人がマイナンバーを使って手続きなどをすることはできません。

◆マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫？

健康保険証として使えるようになって受診歴や薬剤情報などがマイナンバーカードの中に記録されることはありません。

※次回は健康保険証として利用するために必要な手続きについてご案内します。

マイナンバーカードの休日交付のお知らせ

マイナンバーカード交付のお知らせが届いている方で、平日窓口に行けないなどの理由でお受け取りになっていない方は、ぜひご利用ください。

- とき／6月13日(土)・28日(日) 8:30~12:00
- ところ／南国市役所1階 市民課 ※事前予約をお願いします。
- 予約電話番号／088-863-2920

マイナンバーカードをお持ちの皆さん、マイナポイントの予約はお済みですか？

■問い合わせ／市民課市民係 ☎880-6574